電子海図システム管理装置ほか一式借入保守に係る
民間競争入札実施要項（案）

海上保安庁

１．　趣旨 1
２．　電子海図システム借入保守の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 1
３．　実施期間に関する事項 5
４．　入札参加資格に関する事項 5
５．　入札に参加する者の募集に関する事項 6
６．　電子海図システム借入保守を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 7
７．　電子海図システム借入保守に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 8
８．　電子海図システム借入保守の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項 8
９．　電子海図システム借入保守請負者が、海上保安庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項 9
１０．　電子海図システム借入保守請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項 12
１１．　電子海図システム借入保守に係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項 13
１２．　その他業務の実施に関し必要な事項 13

別添 1. 従来の実施状況に関する情報の開示
別添 1-1. 業務フロー図
別添 2. 電子海図システム管理装置ほか一式借入保守調達仕様書

１．趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、海上保安庁は「公共サービス改革基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」（以下「電子海図システム借入保守」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

２．電子海図システム借入保守の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1)　電子海図システム借入保守の内容

ア　電子海図システムの概要

海上保安庁では、航海の安全の確保のため、国際基準に基づき海図、電子海図及び灯台表を作製し刊行している。これらの刊行物を作製し維持・管理を行うため海上保安庁海洋情報部航海情報課に『電子海図システム』を導入している。

現在稼働中の電子海図システム管理装置ほか一式は 2014 年（平成 26 年）7 月にシステム更新を実施した。2019 年（平成 31 年）7 月に、電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の調達を実施予定である。

イ　電子海図システムの規模

電子海図システムは、海上保安庁海洋情報部電子計算機システムに接続されているが、中央合同庁舎 4 号館に設置され、海上保安庁海洋情報部航海情報課の職員最大 50 名のみが利用する。なお、電子海図システムの運用時間は、平日 8 時 30 分～20 時である。

＜本業務の特色＞

本業務には、以下の特色があるので入札参加予定者は留意されたい。

- 電子海図システムには、導入時期の異なる装置が接続され、互いに連携して機能を提供している。そのため、既存装置との連携を確保する必要がある。
- 電子海図システム管理装置は、電子海図システム内でサーバの役割を担っており、本装置には既存装置が、ネットワークを通じて接続される。
- 電子海図システムは、ソフトウェアパッケージ適用型のシステムである。

ウ　取付調整・移行作業に係る内容

請負者が新規に機器の入れ替えを行う場合に実施する取付調整・移行作業の内容は以下のとおりであり、その詳細は「別添 2.電子海図システム管理装置ほか一式借入保守調達仕様書」を基本とする。

(ｱ)　機器設置

導入機器等について、搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整を行う。

(ｲ)　テスト

(ｱ) 機器設置で設置等を行った機器について必要な試験を行う。

(ｳ)　移行

現有資産のデータやデータベースを導入機器に移行し、システムの調整及び最適化を行い、既存装置と並行稼働を行うとともに最終確認を行う。

(ｴ)　教育・訓練

システム運用管理者及びシステム利用者に対し、本システムを用いて研修・訓練を行う。また、これらに必要なマニュアルの作成を行う。

エ　借入保守に係る内容

請負者が実施する借入保守の内容は以下のとおりであり、その詳細は「別添 2.電子海図

システム管理装置ほか一式借入保守調達仕様書」を基本とする。

(ｱ)　賃貸借

①　ハードウェア賃貸借

電子海図システム管理装置ほか一式に係るハードウェアの賃貸借を行う。また、メーカーサポートに係る費用についてもハードウェア賃貸借に含む。

主なハードウェアは、サーバ、ストレージ、クライアント、各種周辺装置、無停電電源装置及び什器等である。

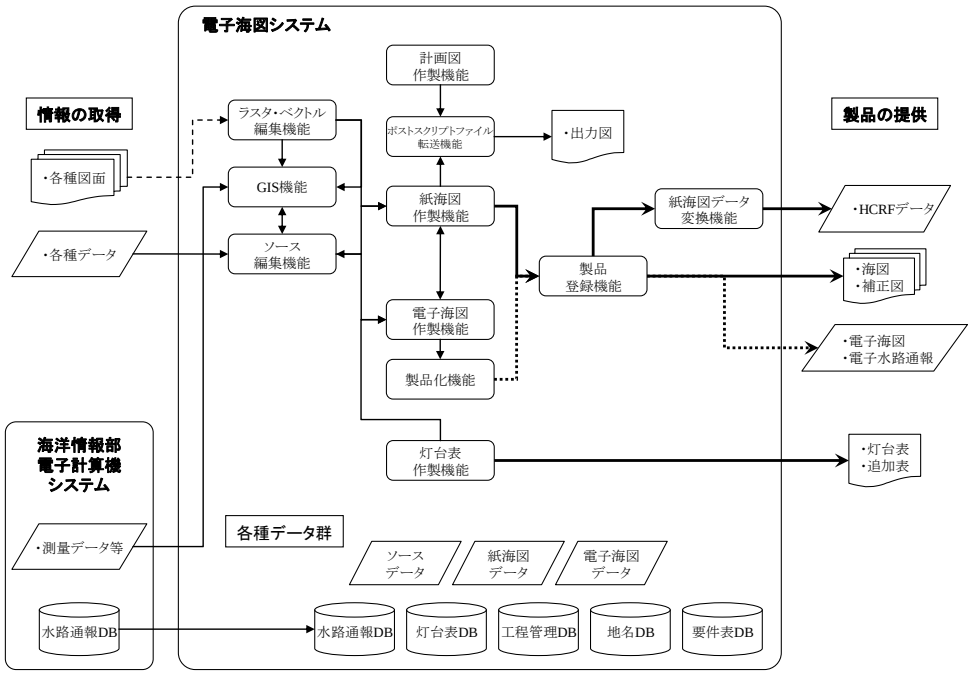


図１　主要機能相互関係図

(ｲ)　運用支援

システム運用管理者及びシステム利用者が実施する運用作業等の支援を行う。運用支援の内容は、以下のとおりである。

①　定例会の実施（毎月１回、海上保安庁海洋情報部航海情報課事務室にて実施、電子海図システムを利用する職員の代表数名と請負者の対話形式とし、下記について情報交換を行う。）

②　運用にあたっての技術的サポート（ソフトウェアの利用方法に関する質問への対応）

③　オンサイトでのテクニカル支援（ハードウェアの設定や技術的な質問への対応）

④　マルチベンダ環境下での機器の運用に関する最新情報の提供とアドバイス

⑤　ネットワーク環境に関する情報及び仕様に関すること

⑥　製品、システム事例及び業界動向等に関する情報提供

⑦　システム運用管理者からの依頼による管理者用ユーザ名及びパスワード設定

(ｳ)　保守

請負者が実施する保守の内容は以下のとおりである。

①　定期保守

障害を未然に防止するため、定期的（1ヶ月に1回以上）に技術者を派遣し、機器の点検、セキュリティパッチの適用、動作確認等の保守を行う。

②　障害時の復旧

請負者は、障害発生の通知を受けたときは技術者を派遣し、原因の究明とその復旧作業を行い、速やかに機能を回復させる。

③　保守の窓口

障害の連絡等に対応するための保守窓口を設ける。なお、保守サポートは、平日８

時 30 分～20 時とする。

④　システムの設定変更

請負者は、サーバ、ファイアウォール及びネットワーク等の各種設定について、システム運用管理者から変更の依頼があった場合には、変更内容を協議し適切な変更を行う。

⑤　無停電電源装置及び機器の内部バッテリ

バッテリ劣化による交換費用は、保守要件に含む。

⑥　保守完了報告書の提出

定期保守、障害時の復旧作業及びその他の改良を行ったときは、遅滞なく保守等完了報告書を提出する。

⑦　バージョンアップ

オペレーティングシステム及びアプリケーションソフトウェア（本件とは別に調達する海図作製のためのソフトウェアを含む）のバージョンアップについて、最新バージョンに関する情報を提供し、協議の上、必要に応じて最新バージョンの機能を提供する。

⑧　セキュリティの確保

情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対する修正プログラム及びソフトウェアのバージョンアップを行い、セキュリティを常に最新状態に保つ。

なお、他のソフトウェアや装置に悪影響を及ぼす恐れがある場合には、協議を行い適切に対応する。

⑨　疑義の解決

保守を行うにあたり疑義が生じたときは、協議の上解決を図る。

オ　請負業務の引継ぎ

(ｱ)　現行請負者又は海上保安庁からの引継ぎ

海上保安庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な処置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することになった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者（又は海上保安庁）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者（又は海上保安庁）の負担となる

(ｲ)　請負期間満了の際、業務変更が生じた場合の引継ぎ

海上保安庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務手続きに必要となる経費は、請負者の負担となる。

(2)　確保されるべき対象業務の質

ア　業務の内容

上記「２.(1) 電子海図システム借入保守の内容」に示す業務を適切に実施すること。

イ　電子海図システム管理装置（サーバ）の稼働率

電子海図システム管理装置（サーバ）の稼働率が、各月ごとに 95%以上（1 分未満の停止時間は切り捨てとする）であり、さらに年度ごとの平均稼働率が 99.5%以上であること。ただし、計画停止を除く。

なお、稼働率の計算方法は以下のとおり。

【稼働率】

各月の稼働率

$$\frac{(\text{1ヶ月の平日数}\times 11.5\text{時間}^{注1})-(\text{サービス停止時間})}{(\text{1ヶ月の平日数}\times 11.5\text{時間})-(\text{計画停止時間})}\times 100\ (\%)$$

年度ごとの平均稼働率

$$\frac{\text{1年間の各月の稼働率（\%）の和}}{\text{借入保守月数}^{注2}}$$

※注1 平日運用時間　08:30～20:00

※注2 平成31年度は、7月から翌年3月までの9ヶ月とする。

【平日数】

土日祝日及び年末年始の休日を除く平日の日数

【計画停止時間】

定期保守や計画停電等で予め計画されたその月の停止時間

ウ　セキュリティ上の重大障害件数

保有するデータ、個人情報、施設等に関する情報及びその他の契約履行に際し知り得た情報漏洩の件数は、各月ごとに0件であること。

エ　システム運用上の重大障害件数

請負者の保守作業に起因して、全てのシステム利用者の業務に影響が生じるサーバ停止、データの喪失及び障害状況が、11.5時間以上継続する重大障害の件数は、各月ごとに0件であること。

オ　ウイルス定義ファイルの更新

電子海図システム内の各クライアントに配信されるウイルス定義ファイルについて、システム内への配信元となる管理装置上のウイルス定義ファイルのバージョンが、平日の15時までに、ベンダーからリリースされた最新バージョンに更新されていること。

(3)　支払い方法

ア　契約の形態は、業務請負契約とする。

イ　請負者は、業務を完了したときは業務完了報告書を作成し、その旨を書面により海上保安庁に通知しなければならない。

ウ　海上保安庁は、イの通知を受けたときは、業務請負契約に基づき請負者が実施する本業務の仕様書に定める内容について、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認する。

エ　ウによる確認後、請負者が提出する新規に機器を入れ替えた場合に実施する取付調整・移行作業の適法な請求書及び1ヶ月ごとの賃貸保守作業の適法な請求書を受領してから30日以内（以下「約定期間」という。）に、その料金を支払うものとする。なお、賃貸借保守費は、平成31年7月1日以降について支払われるものであり、それ以前に請負者が新規に機器の入れ替えを行う場合に実施する取付調整･移行作業等の期間に発生した賃貸借及び保守費用は、請負者の負担とする。

オ　海上保安庁は、請負者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを請負者に送付するものとする。この場合においては､その請求書を送付した日から海上保安庁が請負者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が請負者の故意又は重大な過失によるものであるときは､適当な支払請求書の提出がなかったものとし､請負者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(4)　法令変更による増加費用及び損害の負担

法令変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には海上保安庁が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア　本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ　消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
ウ　上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

３．実施期間に関する事項

請負者が新規に機器の入れ替えを行う場合に実施する取付調整・移行作業は契約締結日から平成 31 年 6 月 30 日まで、賃貸借及び保守期間は、平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

【留意事項】

請負者が新規に機器の入れ替えを行う場合はサーバ等の初期構築期間に要する賃貸借費用については、請負者の負担とすること。

４．入札参加資格に関する事項

(1)　法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。

(2)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 号に規定される契約を締結する能力を有しない者及び被産者で復権を得ないもの。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第 71 条の規定に規定される次の事項に該当する者。以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(4)　平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」または「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

ア　競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒100-8976　東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　小野匡弘
電話：03-3591-6361　内線 2830

(5)　物品を第三者をして貸付しようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6)　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7)　調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うCIO補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者、または、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）でないこと。

(8)　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(9)　本調達の請負者は、本調達業務を実施する部門において、PMP（Project Management Professional）又は情報処理技術者試験プロジェクトマネージャの有資格者を有していること。

(10)　本調達の請負者は、本調達業務を実施する部門において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又は同協会が認定した機関において「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証又はこれと同等の認証を取得していること。なお、事業所単位で認証を取得している場合は、当該登録範囲の者が本業務の情報セキュリティ管理等を行うこと。

(11)　単独で対象事業を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。代表者は上記(1)から(10)の要件を全て満たす者であること。共同事業体構成員については上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件を全て満たす者であること。

５．入札に参加する者の募集に関する事項

(1)　スケジュール

ア	入札公示	平成31年4月中旬頃
イ	質問受付期限	4月下旬頃
ウ	競争参加資格確認書類提出期限	4月下旬頃
エ	資料閲覧期限	4月下旬頃
オ	入札書の提出期限	4月下旬頃
	開札及び落札予定者の決定	5月上旬頃
カ	契約の締結	6月上旬頃

※　提案に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて現行電子海図システムに係る資料（調達仕様書等）を、所定の手続きを経て海上保安庁内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、守秘義務に関する誓約書及び競争参加資格確認書類（別途、政務課予算執行管理室に提出する書類の写し。）の提出後、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影の行為は原則禁止とする。また、閲覧を希望する資料であっても、現行電子海図システムにおける情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

〒100-8932　東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎

海上保安庁海洋情報部
航海情報課
電話：03-3595-3614　内線 3421
受付時間：平日の 10 時～17 時まで（12 時～13 時は除く）

(2)　入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア　入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額及び一切の諸経費を含めた金額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

イ　委任状

代理人に委任したことを証明する書類

ウ　競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 31・32・33 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」または「B」等級に格付けされた（関東・甲信越地域の）競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し

エ　確認書（電子入札用）又は紙入札方式参加願（紙入札用）

「確認書」とは、電子入札システムにより入札を希望する場合に提出する書類

「紙入札方式参加願」とは、紙による入札を希望する場合に提出する書類

オ　法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類[注2]

（注 2　書類は、落札予定者となった者のみ提出。）

６．電子海図システム借入保守を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に、請負者の決定に関する事項を示す。

(1)　評価方法

本業務を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

(2)　落札者の決定

ア　入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も低い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は海上保安庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ　調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き抜粋）
相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるとき

ウ　落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

エ　契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び総合評価点等の得点）の提供を要請することができる。

(3)　落札決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア　落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ　入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合で、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(4)　落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公示を行う。

原則として、当該入札における入札執行回数は 2 回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

７．電子海図システム借入保守に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

現行の電子海図システムに関する以下の事項については、「別添 2.従来の実施状況に関する情報の開示」で開示する。

(1)　従来の実施に要した経費
(2)　従来の実施に要した人員
(3)　従来の実施に要した施設及び設備
(4)　従来の実施における目的の達成の程度
(5)　従来の実施方法等

８．電子海図システム借入保守の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1)　国有財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア　海上保安庁海洋情報部航海情報課内の運用室、サーバ室及び業務に必要な電気、電子海図システムネットワーク設備

イ　その他、海上保安庁と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2)　使用制限

ア　請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ　請負者は、予め海上保安庁と協議した上で、海上保安庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に借入保守業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ　請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行う。

エ　請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

９．電子海図システム借入保守請負者が、海上保安庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1)　請負者が海上保安庁に報告すべき事項、海上保安庁の指示により講じるべき措置

ア　報告等

(ｱ)　請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を海上保安庁に提出しなければならない。

(ｲ)　請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに海上保安庁に報告するものとし、海上保安庁と請負者が協議するものとする。

(ｳ)　請負者は、契約期間中において（ｲ）以外であっても、必要に応じて海上保安庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ　調査

(ｱ)　海上保安庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は海上保安庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(ｲ)　立入検査をする海上保安庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するものとする。

ウ　指示

海上保安庁は、請負業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2)　秘密を適正に取り扱うための措置

ア　請負者は、本業務の実施に際して知り得た海上保安庁の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ　請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を海上保安庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ　請負者は、海上保安庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ　請負者は、海上保安庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、遵守しなければならない。

オ　電子海図システムの設定等については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を考慮すること。

カ　アからオまでのほか、海上保安庁は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる、

(3)　契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア　請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ　権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による海上保安庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ　瑕疵担保責任

(ｱ)　本実施要項及び調達仕様書で規定する全ての業務における瑕疵担保責任期間は、検収完了後１年以内とする。なお、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(ｲ)　成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、海上保安庁は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ　再委託

(ｱ)　請負者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託させてはならない。

(ｲ)　(ｱ)の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(ｳ)　請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を海上保安庁に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(ｴ)　(ｳ)の規定は、請負者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

(ｵ)　請負者は、(ｳ)にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、(ｴ)の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（以下「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を海上保安庁に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(ｶ)　請負者は、(ｵ)の場合において、海上保安庁が適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(ｷ)　(ｳ)のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(ｸ)　請負者は、海上保安庁又は監督職員が再委託受託者に、請負者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(ｹ)　請負者は、(ｳ)により再委託を行う場合には、請負者が海上保安庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託受託者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(ｺ)　(ｳ)から(ｹ)に基づき、請負者が再委託受託者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託受託者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

オ　契約内容の変更

海上保安庁及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改版その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不適当と認められる場合は、協議により、契約

の内容を変更することができる。本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

カ　契約の解除

海上保安庁は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費用の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。

(ｱ)　請負者から解約の申し出があったとき。

(ｲ)　請負者が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。

(ｳ)　請負者が本項（3）イ、又はエの規定に違反したとき。

(ｴ)　本業務の実施について、請負者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が海上保安庁の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(ｵ)　法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(ｶ)　暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としてることが明らかになった場合。

(ｷ)　暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(ｸ)　再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(ｹ)　再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

(ｺ)　請負者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

(ｻ)　（ｱ）から（ｹ）までの場合において、請負者は違約金とし、請負費に賃貸借期間の残存月数（1 ヶ月未満の期間は 1 ヶ月とする。）を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額を海上保安庁に支払わなければならない。ただし、（ｱ）又は（ｲ）の場合において、請負者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。さらに、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、請負者は、海上保安庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ｼ)　海上保安庁は、（ｱ）から（ｺ）に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、海上保安庁は請負者に損害が生じ解約後 30 日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害額は協議して定めるものとする。

キ　談合等不正行為

請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、海上保安庁の請求に基づき、契約額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として海上保安庁の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、請負者が違約金を海上保安庁の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を海上保安庁に支払わなければならない。

(ｱ)　この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(ｲ)　納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ｳ)　納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員

会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(ｴ) この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

ク 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により海上保安庁に損害を与えたときは、海上保安庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責・危険負担

海上保安庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、海上保安庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施を持って、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

ス 借入保守業務の引継ぎ

請負者は、借入保守業務が適正かつ円滑にできるよう現行電子海図システム管理装置ほか一式借入保守業者から当該業務の開始日までにマニュアル等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。また、本業務の請負期間満了の際、業者変更が生じた場合は、請負者は次回の借入保守業者に対し、当該業務の開始日までにマニュアル等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

移行に伴い必要な事項について、請負者は既存システムの請負者に聴取することができる。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は請負者の負担となる。また、引継ぎは、契約日から速やかに開始すること。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、海上保安庁と請負者との間で協議して解決する

１０．電子海図システム借入保守請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本実施要項及び調達仕様書で示す全ての業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は次のとおりとする。

(1) 海上保安庁が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、海上保安庁は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について海上保安庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、海上保安庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当

該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について海上保安庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は海上保安庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

１１．電子海図システム借入保守に係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項

(1)　本業務の実施状況に関する調査の時期

海上保安庁は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（平成 32 年 5 月を予定）を踏まえ、各年の 3 月末時点における状況を調査する。

(2)　調査項目及び実施方法

ア　業務の内容
　定例会資料により調査

イ　電子海図システム管理装置（サーバ）の稼働率
　定例会資料により調査

ウ　セキュリティ上の重大障害件数
　定例会資料により調査

エ　システム運用上の重大障害件数
　定例会資料により調査

オ　ウイルス定義ファイルの更新
　定例会資料により調査

(3)　意見聴取等

海上保安庁は、本業務の実施状況について必要に応じ、請負者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(4)　実施状況等の提出期限

海上保安庁は、平成 32 年 5 月を目処として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するにあたり、CIO 補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

１２．その他業務の実施に関し必要な事項

(1)　事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

海上保安庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2)　本業務請負者の責務

ア　本業務に従事する者は刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ　請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ　請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は海上保安庁を通じて資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(3)　海上保安庁の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会いを行い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

ア　本実施要項及び調達仕様書に示す業務全体に係る監督及び検査は、海上保安庁海洋情報部航海情報課の職員が行い、海上保安庁海洋情報部航海情報課長を責任者とする。

イ　本実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、海上保安庁総務部政務課予算執行管理室が行い、海上保安庁総務部政務課予算執行管理室長を責任者とする。

(4)　著作権

ア　請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを海上保安庁に無償で譲渡するものとする。

イ　請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、海上保安庁が承認した場合は、この限りではない。

ウ　ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下、「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。

エ　提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5)　本業務に係る調達仕様書

本業務を実施する際に必要な詳細仕様は、「別添 3. 電子海図システム管理装置ほか一式借入保守及び取付・移行作業調達仕様書」に示すとおりである。

以上

別添１

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			平成 26 年度契約（57 ヶ月契約）			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人件費	常勤職員	―	―	―	―
		非常勤職員	―	―	―	―
	物件費		―	―	―	―
	請負費等	保守	10,152	13,536	13,536	13,536
		機器リース料	13,625	18,165	18,165	18,165
		据付調整	19,991	―	―	―
計(a)			43,768	31,701	31,701	31,701
参考値(b)	減価償却費		―	―	―	―
	退職給付費用		―	―	―	―
	間接部門費		―	―	―	―
(a)+(b)			43,768	31,701	31,701	31,701

（注記事項）
・入札対象である業務の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額である。なお、支払額は、一般競争入札の落札額である。
・平成 26 年度については、7 月からの借入保守となっているため、9 ヶ月分の費用となっている。
・現行契約での据付調整の期間は、平成 26 年 5 月から 6 月までの 2 ヶ月間であった。
・本経費は、システムに導入されているソフトウェアの経費を含んでいる。

※請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。

２　従来の実施に要した人員　（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
（保守作業従事者）※保守作業等 1 回当たりの要員数				
定例会要員	8	7	6	6
保守作業要員	3	3	3	3

（業務従事者に求められる知識・経験等）
・プロジェクトマネージメントプロフェッショナル（PMP）又は情報処理技術者試験プロジェクトマネージャの有資格者が進捗管理等を行うこと。
・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はこれと同等の認証を取得していること。なお、事業部単位で認証を取得している場合は、当該登録範囲の者が情報セキュリティ管理等を行うこと。

（業務の繁閑の状況とその対応）
・年間を通じて、ほぼ一定の業務量であり、機器の故障等により業務量の増加が発生している。
・定期保守等の回数が異なるのは、セキュリティパッチ等の臨時保守を行ったため。
・システム更新時及び4月の人事異動に合わせ、研修を行っている。

（平成26年度）　（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定期保守等	―	―	―	2	4	2	3	4	3	3	3	4	28
障害対応	―	―	―				1					1	2
研修（教育・訓練）	―	―	―	2									2

（平成27年度）　（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定期保守等	4	3	3	2	2	3	3	3	3	2	3	3	34
障害対応	1		1								1		3
研修（教育・訓練）	2						1						3

（平成28年度）　（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定期保守等	2	2	3	3	3	4	5	5	2	3	2	3	35
障害対応				1	2	1		1	1	1	1	1	15
研修（教育・訓練）	2												2

（平成29年度）　（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定期保守等	2	2	3	3	4	3	5	2	4	3	2	3	36
障害対応	2				1					1			4
研修（教育・訓練）	1	1											2

（注記事項）
・平成26年度は7月からの借入保守となっているため、9ヶ月分の件数である。
・平成26年度7月の研修は、システム更新時の研修である。
・定期保守等とは、定期保守、臨時保守及び定例会を含む。
・ソフトウェアの使用方法、ハードウェアの設定等に関する職員の質問は定例会において実施している。実績は年間数件程度である。
・通常のシステム運用（機器（サーバを含む）の起動や停止、監視及びバックアップ作業）については、海上保安庁職員であるシステム運用管理者及びシステム利用者が行っている。請負業者の作業は、定期保守作業、定例会等の運用支援及び障害対応である。
・定例会要員、保守作業要員は重複している。
・定例会要員、保守作業要員は常駐していない。
・障害対応の詳細については、開示することができる。

3　従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

平成 28 年 4 月以前

施設名称：国土交通省青海総合庁舎

使用場所：8 階　航海情報課運用室及びサーバ室

平成 28 年 5 月以後

施設名称：霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館

使用場所：4 階　航海情報課運用室及びサーバ室

【設備】

保守作業等に必要な電気設備

（海上保安庁貸与）

無し

（請負者所有）

無し

（注記事項）

・上記施設、設備等は、保守作業等を行う範囲において無償貸与。

・保守作業等を行うに当たり、必要となる機材は請負者の負担により準備する。

4　従来の実施における目標の達成の程度

（注記事項）

(1)　業務の内容

平成 26 年度から平成 29 年度の間、仕様書に示す借入保守作業を適切に実施している。

(2)　電子海図システム管理装置（サーバ）の稼働率

平成 26 年度から平成 29 年度の間、月ごと及び年度ごと共に達成している。

(3)　セキュリティ上の重大障害件数

平成 26 年度から平成 29 年度の間、事例は発生していない。

(4)　システム運用上の重大障害件数

平成 26 年度から平成 29 年度の間、事例は発生していない。

(5)　ウイルス定義ファイルの更新

平成 26 年度から平成 29 年度の間、毎月達成している。

5　従来の実施方法等

1．従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙 1-1 のとおり

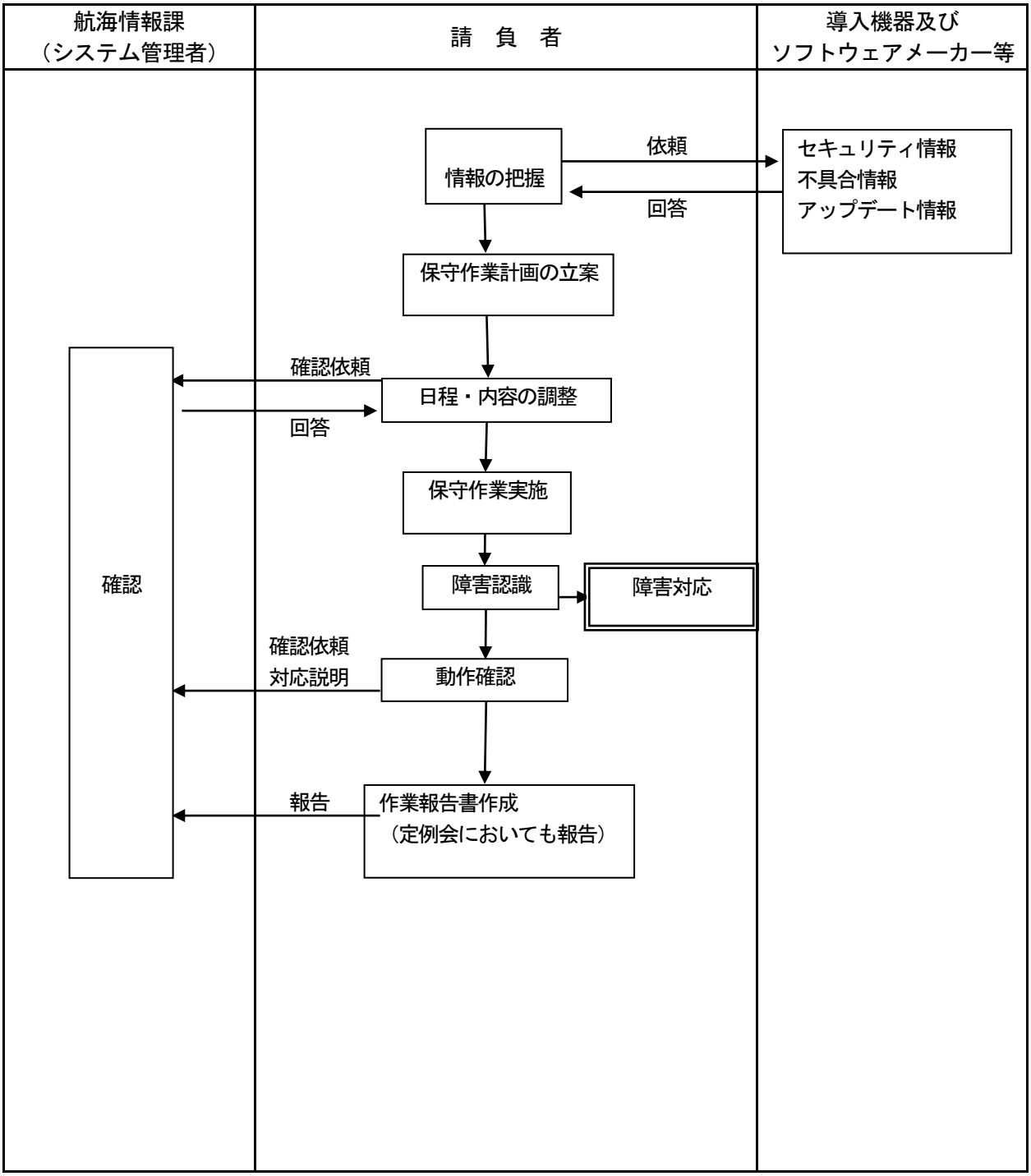
（注記事項）

1．　現行電子海図システム借入保守に関する詳細な情報は別途「資料の閲覧、現システムの見学」により情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料は設置予定場所の電源系統図、ネットワーク接続図、海図作製に関する基準等とする。

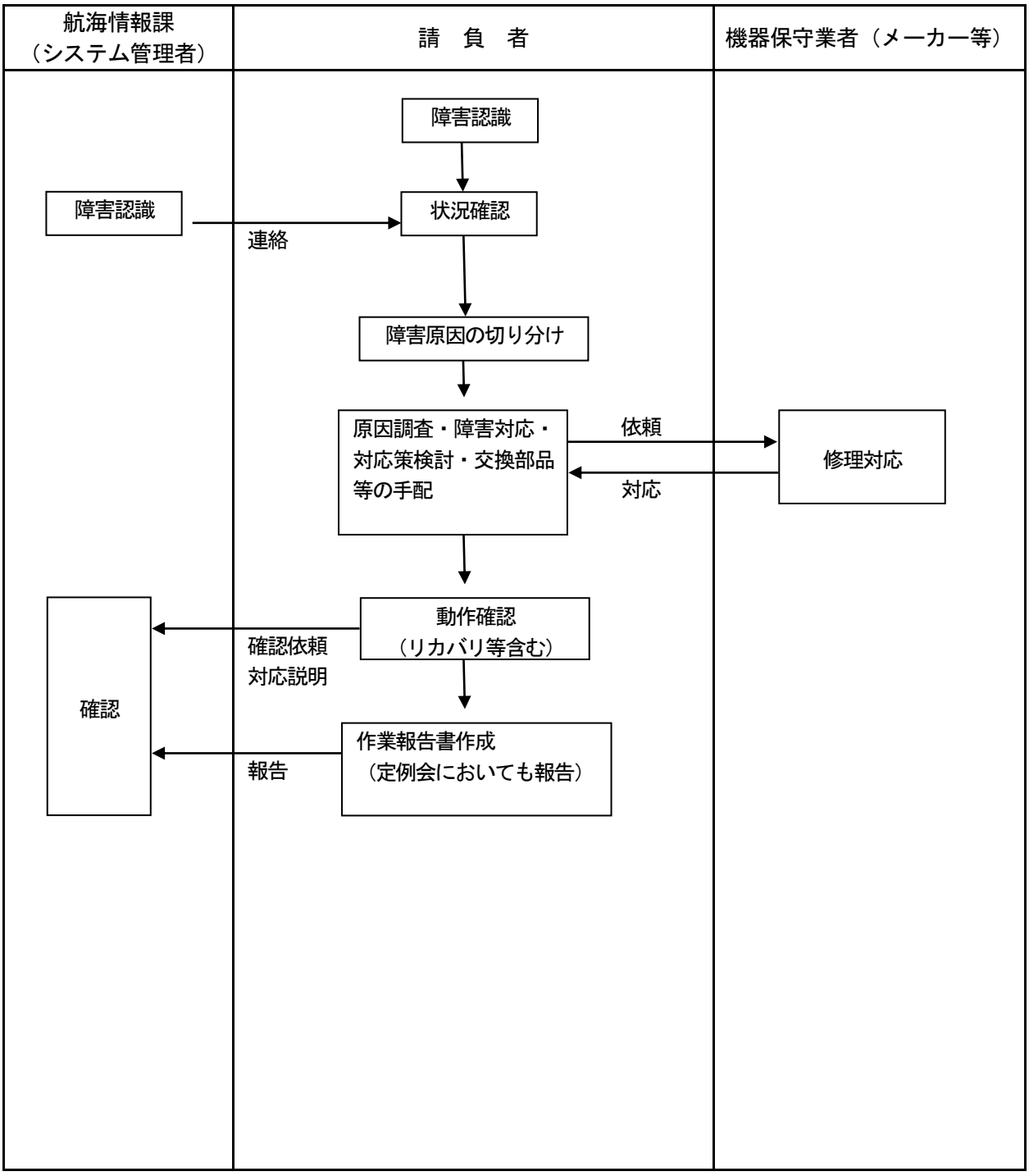
別紙１―１

業務フロー図

定期保守



障害対応


航海情報課
（システム管理者）
請　負　者
機器保守業者（メーカー等）
障害認識
障害認識
状況確認
連絡
障害原因の切り分け
原因調査・障害対応・
対応策検討・交換部品
等の手配
依頼
対応
修理対応
確認
動作確認
（リカバリ等含む）
確認依頼
対応説明
作業報告書作成
（定例会においても報告）
報告